

広島県告示第738号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和3年8月5日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号 株式会社サクラオブルワリーアンドディスティラリー 代表取締役社長 白井 浩一郎
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号 株式会社サクラオブルワリーアンドディスティラリー

2 申請の内容

10-へ 飲料製造業の用に供する蒸留施設1基を設置するとともに、10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設の2基を廃止する。また、10-へ 飲料製造業の用に供する蒸留施設2基の使用等方法を変更するとともに、汚水等処理施設の汚水等の処理方法を変更する。さらに、排水口2基の排出水の量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	10-へ 飲料製造業の用に供する蒸留施設 蒸留機（8）
能	力	醪 5,000 L／回
工	工事着手予定年月日	許可後直ちに

期等	工事完成予定年月日		着工後1週間		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		7時30分～20時30分 7.5時間/日 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出 される 汚 水 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6～7	6～7
		化学的酸素要求量		15,000	20,000
		浮遊物質 量		2,000	3,900
		窒素含有量		3,300	6,700
		燐含有量		400	780
		大腸菌群数		0	0
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		9	9	
汚水等の排出先		一般排水処理施設			

(その2) 変更

		変更前	変更後
種 類		10-へ 飲料製造業の用に供する蒸留施設 蒸留機 (4)	
工 期 等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着工後1週間
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに
原材料の種類, 使用方法及び 1日当たりの使用量		原料: 醪 (白米, 大麦, いも) , 醪を常圧又は減圧で1回 蒸留	蒸留酒を再度蒸留

使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			9時～14時 5時間/日 (季節的変動なし)		7時30分～15時 7.5時間/ 日 (季節的変動なし)	
	項 目			通常	最大	通常	最大
	排出 される 状態 の 汚 水	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	15,000	20,000	0	0
		浮遊物質		2,000	3,900	0	0
		窒素含有量		3,300	6,700	0	0
リン含有量		400		780	0	0	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)			2	2	1	1	

(その3) 変更

			変更前		変更後		
種 類			10-へ 飲料製造業の用に供する蒸留施設 蒸留機 (5)				
工 期 等	工事着手予定年月日		-		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		-		着工後1週間		
	使用開始予定年月日		-		完成後直ちに		
原材料の種類, 使用方法及び 1日当たりの使用量			原料: 醪(白米, 大麦, いも) , 醪を減圧で1回蒸留		果皮浸漬酒, 清酒を蒸留, 月 1回程度		
使 用 の 方 法	項 目			通常	最大	通常	最大
	排出 される 状態 の 汚 水	化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	15,000	20,000	5,000	5,000
		浮遊物質		2,000	3,900	700	700
		窒素含有量		3,300	6,700	1,100	1,100
		リン含有量		400	780	130	130

(その4) 10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設2基廃止

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前								変更後				
種類		一般排水処理施設												
工期等	工事着手予定年月日	-								許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	-								着工後1週間				
	使用開始予定年月日	-								完成後直ちに				
処理の方法等の状態	項目	(SFフィルター使用の場合)				(マイクロフィルター使用の場合)				処理前		処理後		
		処理前		処理後		処理前		処理後		通常	最大	通常	最大	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	汚水染等	化学的酸素要求量	322	35	494	70	323	35	495	70	361.4	35	549.4	70
		浮遊物質量	136	20	329	50	135	20	325	50	136	20	329	50
		窒素含有量	29	10	58	20	29	10	58	20	32.2	10	64.6	20
	燐含有量	5	3.5	27	10	5	3.5	27	10	5.1	3.5	28.4	10	
	汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	409	406	931	928	409	406	931	928	357.3	354.3	868.7	865.7	

(3) 排水水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前	変更後
------	----	-----	-----

		通常	最大	通常	最大
処理水 ピット	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	406	928	354.3	865.7

(その2) 変更

排水口名	項 目		変更前		変更後	
			通常	最大	通常	最大
40号	排出される汚水等 の 状態	水素イオン濃度 (単位：水素指数)	6～8	6～8		
		化学的酸素要求量	5	7		
		浮遊物質 量	3	5		
		窒素含有量	1	2		
		リン含有量	1	2		
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	3	3	0	0

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和3年8月5日から令和3年8月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課